

行政事務再配分の具体的提案

一 概 説

自治事務はその本来の性質からして、国の関与は行政的関与は勿論のこと立法的関与も必要最小限に止めるべきであり、従つて事務配分の場合にも自治体の行うべき事務は、その自治体の自主的判断に基づきその範囲を定めるべきであつて、法律でもつて実施の義務を課すことは望ましいことではない。

しかし一方わが国の近代文化国家としての要請を考慮に入れるならば、必要な自治事務としてある程度の範囲を限定して、自治体にその処理の義務と責任を負わしめるべき事務のあることは認めねばならない。

また他方においてわが国には府県という、地方自治の先進国である英米にはその例を見ない強力な中間機関があり、その存在が長年に亘つて市町村の自治の発展を妨げていたのであるから、一応市町村と府県の事務の範囲を法律により明確にすることは、市町村の自治の発達を将来において保証することにもなるのである。

かくて各段階の市及び町村に事務を割当てるに際して、自治事務を必要的自治事務と随意的自治事務とに分つを便宜とする。

必要的自治事務とは、それぞれの市町村が、地方公共団体として必ず処理しなければならない事務であり、随意的自治事務とは市町村が自主的判断にもとづいて、行うと否とを選択し得る性質の事務である。必要的自治事務については各段階の市町村についてそれぞれ明確なる範囲を限定し、それについては市町村に処理の義務と責任を課するものとする。必要的自治事務とせられた以外の事務すなわち随意的自治事務については各市町村の処理すべき事務の範囲を各市町村の條例によつて定めるものとする。

二 市町村相互間の事務再配分

市町村相互間に事務再配分を行うに當つては、まず最初に必要的自治事務の範囲を定める必要があるが、その事務とし

ては大体次の如きものである。

1 民 生

生活保護の実施、生活保護施設、民生委員、児童福祉、児童福祉施設、児童相談所、児童委員、保母試験、行旅病人及び行旅死亡人取扱、災害救助、失業対策事業実施、公共職業安定所、職業指導、職業補導所

2 労 働

労働基準局、労働基準監督署

3 保 健衛 生

病院診療所助産所監督、医療監視員、医薬品等營業規正、藥事監視員、乙種看護婦試験免許、保健所、羌族昆蟲駆除、予防委員、清潔方法消毒方法施行、隔離病舎、伝染病院、伝染病予防実施、検疫委員、汽船船舶等検疫、結核予防実施、結核療養所、性病予防実施、性病病院、食品衛生監視員、食品營業許可、食品検査、食品検査施設、興行場公衆浴場旅館營業許可、汚物掃除、予防接種

4 產 業 經 濟

度量衡取締、土地改良事業助成

5 土 木 建 築

道路、河川、水防計画、砂防工事、建築規正、都市計画、都市計画事業実施、自動車登録検査

6 教 育

小学校、中学校、高等学校、教育委員会

7 治 安

警察（國家地方警察を除く）、消防

右の必要的自治事務を各段階の市町村に配分すれば次の通りである。都市類別の基礎を人口に求めたのは人口こそ多少の例外はあるにしても一般的に都市の行政能力を端的に且つ総合的に表現するものであるからである。

一 類 市（人口五十万以上の市、いわゆる五大市がこれに属する。）

右にあげた必要的自治事務のすべてについて処理の権限と責任を有するものとする。

二 類 市（人口十万以上五十万未満、この分類に属するものは府県庁の所在地であるとかその地方における中心都市

たる性質をもつものが多い。附録三 参照。)

必要的自治事務のうち次の事務は原則として府県の代行に委ねるものとする。これらの事務は概して高度の技術または相当規模の施設を要するものである。

1 民生事務のうち

生活保護施設のうち宿泊養老施設、児童福祉関係職員養成施設、精神薄弱児盲聾啞児福祉施設、教護院、保母試験、職業補導所

2 労働事務

労働基準局、労働基準監督署

3 保健衛生事務のうち

病院の開設許可その他の監督事務、医薬品等製造・輸入販売、營業規正、乙種看護婦試験免許、保健婦看護婦助産婦養成施設、結核療養所、性病病院、食品検査施設、食品製造営業許可

4 産業経済事務のうち

度量衡器第一種取締、度量衡器乙種検定、度量衡器修復販売営業許可、土地改良区設立許可助成

5 土木建築事務のうち
砂防工事、自動車登録検査

三 類 市 (人口十万未満)

二類市について掲げた事務のほか、次の事務は原則として府県の代行に委ねるものとする。

1 民生事務のうち

生活保護施設のうち救護厚生医療施設、児童相談所、特殊児童相談鑑別措置、公共職業安定所

2 保健衛生事務のうち保健所の設置は随意とし、次の事務は保健所を設置しない市においては府県の代行に委ねる。
医療監視員、診療所助産所の開設許可その他の監督事務、薬事監視員、医薬品販売業登録、保健婦助産婦看護婦監督、伝染病院、伝染病予防のための健康診断・死体検案、検疫委員、汽車汽船等検疫、結核等健康診断、食品販売営業許可、興行場公衆浴場旅館営業許可

3 教育事務のうち

町
村

二類市及び三類市について掲げた事務のほか次の事務は原則として府県の代行に委ねるものとする。

- 1 生民事務のうち
生活保護施設、社会福祉主事、児童福祉司
 - 2 保健衛生事務のうち
保健所、伝染病予防のための交通遮断、地域隔離
 - 3 産業経済事務のうち
度量衡器第二種取締、計量取締
 - 4 土木建築事務のうち
建築規正
 - 5 教育事務のうち
教育委員会
- 以上各段階の市町村について必要的自治事務を除外した結果各市町村が共通に行うべき必要的自治事務、すなわち最低段階たる町村の行うべき必要的自治事務の範囲は次の如きものである。
- 1 民 生
生活保護実施、民生委員、児童委員、助産施設母子寮保育所への入所措置、行旅病人及び行旅死亡人取扱、災害救助実施、失業対策事業実施、求人求職申込取次
 - 2 保健衛生
単族昆虫駆除、清潔方法消毒方法施行、伝染病患者隔離、汚物掃除、予防接種
 - 3 土木建築
道路、河川、水防、砂防設備、軽車輛規正
 - 4 教 育
小学校、中学校

5 治 安

警察（但し国家地方警察の所轄区域を除く）、消防各段階において、除外した必要的自治事務については、府県がこれを代行するものとする。しかし市町村が自らこれらを処理せんとする場合においては、府県と協議の上処理できるものとし、府県は市町村の申出を拒否できないものとする。必要的自治事務以外の随意的自治事務の範囲については、それぞれの市町村の自主的判断に基づき、自ら処理する範囲を市町村条例をもつて定めるものとする。

随意的自治事務は必要的自治事務を除く一切の行政事務であるが、その主なものを例示すると次の通りである。

1 民 生

住宅、宿泊所、授産場

2 保 健 衛 生

病院

3 産 業 経 済

森林牧野、農地開発、耕地整理、市場、物品陳列所、発明改良、特產物等保護奨励
4 土 木

公園、広場、緑地、運動場、運河、溜池、用排水路、公有水面埋立、下水道

5 教 育 文 化

大学、研究所、試験場、図書館、公民館、公会堂、美術館、博物館、劇場、音楽堂
6 公 企 業

電気事業、ガス事業、軌道事業、自動車事業、上水道

三 府 縿 の 処 理 す べ き 事 務

府県は地域的に市町村を包括する中間的或いは補完的地方公共団体たる性格にてらし、その処理すべき事務の範囲を定めれば次の通りである。

1 広 域 行 政 的 性 質 を 有 す る 事 務

例えば災害対策の樹立、伝染病予防対策の樹立、数ヶ市町村にわたる道路、河川、治山、治水、開発開拓但し道路、河川、治山、治水については一類市の区域を除く地域について行う。

2 市町村の必要的自治事務の代行

必要的自治事務とせられたもののうち各段階の市町村について除外せられた自治事務は府県がこれを代行するものとする。但しこれらの事務については将来市町村の行政能力が充実し、自ら処理し得るに至つた場合には、申出によつてこれを当該市町村をして処理せしめるものとする。

3 隨意的自治事務の補完

さきに掲げた随意的自治事務については、それぞれの市町村の自主的判断にもとづき、市町村條例をもつて自らその処理する事務の範囲を定めるが、市町村がその処理に当らない場合には、府県民全体としての利益を考慮し、实际上処理の必要な存する地域について府県はこれを補完的に行う。これらの随意的自治事務について府県及び市の行政が競合することは、行政の責任と権限の所在を不明確ならしめる結果となるから、都市特に一類市の区域については府県はこれら的事務について競合しては行い得ないよう措置すべきである。

4 町村に対する行財政調整指導に関する事務

区域内町村の行財政の著しい不均衡を是正するための事務とする。

行政能力の不均衡是正は国の技術的勧告、助言、情報公開など非権力的方法によるべきであり、財政能力に関する不均衡是正は、平衡交付金、特別補助金にまつべきものであるが、数多い全国町村を対象として国が直接行政技術の指導を与える、或いは平衡交付金、特別補助金を交付することは不可能なための便宜的な措置として府県に町村の行財政調整指導の機能を認める。しかしこの機能は町村についてのみこれを認め市については除外すべきである。

四 行政事務別事務再配分の具体的方向

1 生活保護

一 生活保護事務を国の事務とする現在の建前を改めて市町村の自治事務とし、国は最低基準を定める等の準立法的関与及び勧告、助言、報告受理等の非権力的関与をなすに止める。

二 保護の実施、保護施設の設置運営は原則として市町村の責任とするが、現在の市町村行財政の規模能力に鑑み社会

福祉主事は市に設置するものとし、保護施設はその種類によつて左の区分の通り、その設置運営をなすのを原則とする。

市町村の設置しない種類の施設についてはこれを府県の代行に委ねるものとする。

- 1 一類市に設置すべきもの——保護施設全般
- 2 二類市に設置すべきもの——養老院を除くその他の施設
- 3 三類市に設置すべきもの——授産施設
- 4 町村に設置すべきもの——随意

三 府県は市町村の補完行政として市町村の設置しない種類の施設を設置すべきものとし、市町村の行わない事務を行つては、管内市町村に対し勧告、助言、技術的援助等の非権力的関与をなすことができるものとする。

四 民生委員は市町村に設置するものとし、その運営は市町村に一任する。

2 児童福祉

一 児童福祉事務も生活保護事務と同様市町村の自治事務とし、國は準立法的及び非権力的関与をなすに止める。

二 児童福祉事務の実施、施設の設置は原則として市町村の自治事務として処理すべきものとするが、高度の技術、整備された施設を要する等のためその市町村においては能率的運営をなすに不適当と思われるものについては次の区分に従つてこれを府県の代行に委ねるものとする。

- 1 一類市に設置すべきもの——児童福祉に関する施設全般
- 2 二類市及び三類市に設置すべきもの——乳兒院、母子寮、保育所その他の福祉施設、但し教護院、精神薄弱児盲聾啞児等特殊児童の福祉施設を除く
- 3 町村に設置すべきもの——随意
- 4 市町村はすべて、児童委員を置き、助産施設、母子寮、保育所等への入所措置等の事務を行うものとし、市には児童福祉司を置く、また二類以上の市には児童相談所を設置して特殊児童の相談、鑑別、一時保護、福祉施設への入所措置等を行うものとする。
- 5 府県は市町村の設置しない施設を設置すべきものとし、また三類市、町村の区域を対象とする児童相談所を設け市町村の行わない事務を代行するほか、市町村に対し勧告、助言等の非権力的関与をなすことができるものとする。

社会事業

一 社会事業の指導統制を国の事務とする従来の建前を改め、これを市町村の自治事務とし、国は社会事業施設の基準を定める等準立法的事務及び地方公共団体の社会事業施設経営、民間社会事業団体に対する監督行政について勧言、助言等の非権力的関与をなすものとする。

二 市町村は民間の社会事業を行う施設に対する収容の委託、社会事業開始廃止届の受理、社会事業經營者よりの報告徴取をなすほか、寄附金募集の許可及びこれに附隨する監督を行うものとする。

なお「類市は民間社会事業施設の検査、設備改良命令、經營指示、禁止、使用制限等の処分をなすことができるものとする。」

三 府県は一類市を除く市町村の区域について、社会事業施設を設け、市町村の補完行政として市町村の行わない社会事業施設の經營をなすほか、民間社会事業に対する監督行政を代行するものとする。

災害救助

一 災害の時期、程度、範囲は予測することができない場合が多く、その救助方法は画一的に律し得ないが、市町村の行政機関が全滅し、機能を喪失するが如き特殊の場合を除いては、現実に救助の第一線に活動するのは常に市町村であつて、現行制度の如く府県知事を実施主体としても、実際には知事は単に市町村の救助に形式的な監督をなすに過ぎない場合が多く、かえつて市町村の迅速適切、機宜の措置の障害となることが多い実情に鑑み、救助の実施は市町村が自らの責任においてこれを担当すべきである。

二 府県は市町村の災害救助に財政的物質的援助、知識的技術的助言をなすべきである。

また災害が二以上の市町村にわたり市町村災害救助活動の連絡調整を図る必要あるときは、市町村連合災害対策協議会の斡旋をなすべきであり、市町村が機能を喪失したときは直接第一線救助活動を担当すべきである。

三 国は全国的対策を樹立し、市町村の災害救助財源を保障し、物質的、知識的、技術的援助助言をなし、救助の程度方法等の基準を定め、その他総合的連絡調整の事務を担当すべきである。

職業安定

一 職業安定行政のうち職業紹介事業は大正十年までは市町村がその固有事務として処理し、大正十年より昭和十三年までは国の委任事務として市町村が担当してきたが、昭和十三年職業紹介法の改正により市町村はこの事務に関する権限を全く失つたのである。

職業安定行政は市の行う生活保護、失業対策等の民生安定行政と密接な関連あるものであり、しかもこの事務が都市にどつて特に重要な事務で都市の固有事務として発達してきた沿革からいつても当然市において処理すべきものである。今次大阪におけるジエーン台風に際しても、災害復旧事業従事労務者を確保するに当つて、市が職業安定所を所轄していないため、昭和九年室戸台風の際に比して著しく市の災害復旧作業の能率的活動を阻害することになつたのである。

二 よつて二類以上の市には職業安定所を設置すべきものとし、また二類市は職業補導所を設置するものとする。

三 府県は職業安定所を設置しない市町村の区域を対象とする職業安定所の設置、一類市を除く区域における職業補導所の設置をなすものとする。

四 国は基準を定め、勧告、助言、技術援助をなすほか、最小限度の権力的関与をなし得るものとする。

6 労働基準

一 労働基準に関する国の地方出先機関は廃止し、従来国の出先機関が行つていた事務は一類市及び府県にその自治事務として委譲する。

国は中央労働基準審議会を設けて労働基準に関する準立法的事務を行うほか、全国的統一調整を図るために勧告、助言を行い、また地方公共団体の行政について準司法的関与をなす。

二 一類市は労働基準監督に関する部局を設置して従来の地方労働基準局の事務を行い、また労働基準監督署を市の機関として吸收する。

三 府県は一類市を除く区域について従来の地方労働基準局、労働基準監督署の事務を吸收する。

7 保健所

一 国は保健所の最低基準を定める等の準立法的事務及び報告受理、府県、市の保健所行政に対する勧告、助言、技術援助等の非権力的関与を行う。

二 二類以上の市は保健所を設置するものとし、三類市は保健所を設置することができるものとする。

三 府県は保健所を設置しない市町村の区域を管轄する保健所を設置運営するものとする。

8 医療

一 国は医療審議会、国立医療機関を設置し、公的医療機関の設置を勧告し、また病院、診療所、助産所の設立その他についての基準を定める等準立法的事務、訴願の裁決等準司法的事務を行うほか、地方公共団体の医療行政に対し勧

告、助言、技術援助等の非権力的関与をなすものとする。

二 保健所を設置する市においては医療監視員を置き、診療所助産所開設届の受理、立入検査、閉鎖命令等診療所助産所の監督を行い、また一類市のほか病院の設置、監督について府県に意見を述べ得るものとする。

三 保健所を設置しない市町村においては病院、診療所、助産所の監督について府県に意見を述べ得るものとする。

四 一類市は病院の開設、医療法人の許可、立入検査等、病院、医療法人の監督をなすほか、公的医療機関運営審議会を設置し、公益医療法人の設立する公的医療機関の運営について指示をなすものとする。

五 府県は一類市を除く市町村の区域について、市町村の行わない医療行政事務をその市町村に代つて行う。

9 医師・歯科医師

一 国は医師・歯科医師の資格試験を行い、免許、その取消、業務停止等医師・歯科医師の業務を監督し、また資格、免許手続等を定めるものとする。

二 保健所を設置する市は医師・歯科医師の業務を監督し、一定の期間内業務停止命令をなすことができるものとする。

三 府県は保健所を設置しない市町村に代つて医師・歯科医師の監督を行うものとする。

10 薬事

一 国は薬剤師の国家試験を行い、薬剤師免許、その取消、業務停止、その他薬剤師業務の監督を行い、また薬剤師、薬局開設者等の資格、免許等に関する基準、手続を定め、その他準立法的事務を行う。

二 国は薬事監視員を設置し、医薬品、用具、化粧品の製造業、輸入販売業の登録、その取消、立入検査、設備改修命令、使用制限その他の監督処分を行う。

また国は日本薬局方、国民医薬品集を発行し、公定書以外の医薬品等の製造、輸入販売を許可し、検査を要する医薬品等を指定して、その検査、検定を行う。

三 保健所を設置する市は薬事監視員を置き、薬局開設者、医薬品販売業の登録、その取消、業務停止、設備改修命令、使用制限、検査、不良品処分その他の監督を行い、また薬剤師の業務停止、病院診療所の薬事について監督する。

四 一類市は医薬品用具化粧品の製造、輸入販売業者に対する立入検査、設備改修命令、使用制限、取扱医薬品等の検査を行う。

五 府県は市町村の補完行政として市町村の行わない薬事行政事務をその市町村に代つて行うほか、市町村薬事行政に

に対する勧告、助言、援助を行う。

11 保健婦・助産婦・看護婦

- 一 国は保健婦・助産婦・甲種看護婦の資格試験を行い、免許登録、その取消をなし、業務、養成施設、行政処分の基準を定める等準立法的事務を行うほか、乙種看護婦の資格、試験等の基準を定める。
- 二 保健所を設置する市においては保健婦・助産婦・看護婦の指導、業務停止等の監督行政を行うものとし、さらに一類市は乙種看護婦試験委員会を設置し、乙種看護婦の試験を行い、免許登録、その取消、保健婦・助産婦・看護婦養成施設の指定、その取消を行うものとする。
- 三 府県は一類市を除く市町村の区域について乙種看護婦の試験、免許、登録、その取消、保健婦・助産婦・看護婦養成施設の指定、その取消を行い、また保健所を設置しない市町村の区域について保健婦・助産婦・看護婦の指導監督を行うものとする。

12 伝染病予防

- 一 伝染病は地方公共団体の区域に關係なく伝播する虞のあるものであるが、現実に予防措置を実施するのは市町村であるから、この事務を市町村の自治事務として市町村の責任において実施する建前に改めるべきである。
- 二 国は法定伝染病以外に伝染病予防法を適用する伝染病を指定し、患者の従業を禁止する業務の範囲及び予防消毒方法その他の基準を定める等、準立法的事務を行うほか、全国的伝染病予防対策を樹立し、伝染病に関する情報を收集公開し、地方公共団体に対する勧告、助言、援助をなすものとする。
- 三 市町村は予防委員を設置し、清潔方法消毒方法の施行、羌族昆虫の駆除、患者隔離、立入検査、井戸溝渠等新設廃止命令・使用制限を行い、患家又は医師よりの届出を受理する。
- 四 なお市は隔離病舎を設置し、交通遮断、地域隔離、群衆制限、漁撈游泳水使用制限等をなし、疑似症に対する伝染病予防法の適用を決定する。
- 五 保健所を設置する市は防疫監吏、防疫技師、検疫委員を設置し、健康診断、死体検査、船舶汽車電車の検疫、飲食物等販売搬入出制限禁止処分を行い、また二類以上の市は伝染病院を設置するものとする。
- 六 府県は補完行政として伝染病院その他の施設を設置し、市町村の行わない伝染病予防事務をその市町村に代つて行うほか、伝染病情報を収集公開して、市町村間の連絡を図り地方的予防対策を樹立して市町村に対する勧告、助言、

援助を行うものとする。

13 結核予防

一、結核予防は従来国の事務とし府県知事が国の機関として実際上の措置をなして来たが、これを地方公共団体の自治事務とする。

二、国は結核療養所の基準を定め、また地方公共団体より報告を受理する等非権力的関与をなすに止める。

三、保健所を設置する市においては健康診断、患者の療養所入所措置、就業禁止、消毒の実施をなすものとし、また一類市は結核療養所を設置すべきものとする。

四、府県は一類市を除く区域を対象として結核療養所を設置するものとし、また保健所を設置しない市町村における結核予防事務を代行するほか、情報の収集公開、市町村に対する勧告、助言、技術援助をなすものとする。

14 性病予防

一、性病予防事務はこれを市町村の自治事務とし、国は性病病院、性病診療所の設立その他について基準を定め、また予防業務の報告受理等非権力的関与をなすに止める。

二、保健所を設置する市は性病診療所を設け、健康診断、患家立入り検査、強制入院等の措置を行うものとし、一類市は性病病院を設置するものとする。

三、府県は一類市を除く市町村を対象として性病病院を設置し、保健所を設置しない市町村に於ける健康診断、強制入院等の事務を市町村に代つて行うほか、市町村に対する技術援助、助言、勧告等の非権力的関与をなすものとする。

15 予防接種

一、予防接種を国の事務とする建前を改め市町村の自治事務とし、国は予防接種方法の準則を定め、情報の公開、連絡に当り、また伝染病の全国的予防対策等の見地から地方公共団体に対し勧告、助言を行う。

二、市町村は定期及び臨時の予防接種、種痘の検診、諸届の受理等を行う。

三、府県は情報の公開、連絡に当り、また伝染病予防の見地から市町村に対し勧告、助言を行い、特に保健所を設置しない市町村に対しては保健所を通じ全面的な援助を行う。

16 食品衛生

一、国は許可営業の業種、主要食品の規格基準、試験検査基準、地方公共団体の検査施設の基準を定める等全国的統一を

要する事項について準立法的事務を行い、また高度の技術、完備した施設を要する特殊の食品の製品検査、試験検査を行う施設を設置して品質の改良向上を図るとともに府県又は市の委託に応ずるものとし、直接取締執行の事務は地方公共団体の自治事務とする。

二 保健所を設置する市は食品衛生監視員を設置し、販売営業に対する許可、立入検査、試験検査、中毒死体解剖等の事務を行い、また許可営業の業種別基準を条例で定めるものとする。

三 一類市は製品検査施設を設置して製品検査を行い、製造営業に対する業種別基準を定め、営業許可、立入検査その他の行政処分をなし、また乳幼児用等特別用途標示の許可を行う。

四 府県は一類市を除く市町村の区域を対象とする検査施設を設け、二類以下の市町村の行わない事務を代行する。

17 興行場・公衆浴場・旅館業

一 興行場、公衆浴場、旅館業に対する規正事務はその地方の特殊性に応じて差異があるべきであり、また業種からいつても地域的に限られ、その実情に最もよく通じているのは市町村であるから、これら営業の取締規正事務は市町村の自治事務となすべきである。

二 国は営業許可等の一般的基準の大綱を定めものとするが、地方の特殊性を考慮すべしと許可要件の細目は地方公共団体の条例の定めるところに譲るものとする。

三 保健所を設置する市は条例で営業規正に関する基準を定め、営業許可、その取消、立入検査、営業停止、報告徴取等の監督を行う。

四 府県は保健所を設置しない市町村の区域について条例を制定し、営業許可その他の監督事務をその市町村に代つて行う。

18 汚物掃除

一 汚物掃除は市町村の責任とする。

二 国は施設、方法についての基準の大綱を定める等立法的事務を行う。

三 府県はこの事務には全く関与しないものとする。

19 中央卸賣市場

一 中央卸賣市場の運営如何は消費都市住民の福祉に重大な影響あるものであるから、その開設及び運営の基本的事項

の決定は市の自治事務として市民の判断に俟つべきである。

- 二　国は訴願の裁決等準司法的事務及び報告の受理、勧告、助言等の非権力的関与をなすに止めるべきである。
- 三　二類以上の市は中央卸賣市場を開設し得るものとし、市場の所轄区域、取扱品目その他市場開設運営に関する基本的事項は市条例で定める。但し市場の所轄区域が市外に及ぶときは関係市町村と予め協議するものとする。
- 四　法律で定める條件を備えた法人は市長の同意を得て中央卸賣市場を開設することができるものとする。この場合市長は一定の期間内に市においてこれと同等以上の市場を開設する計画のないときは原則として同意を与えるものとする。

五　市長は市営の卸賣市場の業者又は民営卸賣市場の開設者、その業者より報告を徵し、現場調査を行い、改善の勧告をなし、また公益上必要があると認めるときは業務停止、市場閉鎖を命ずるものとする。

20 度量衡

一度量衡行政を全面的に国の事務とする従来の建前を改め、度量衡の取締事務は市町村の自治事務とするの建前をとするべきである。

- 二　国は度量衡原器を保管し、計量単位の決定、度量衡器計量器の検定基準を定める等準立法的事務を行うほか、高度の技術又は完備した施設を要する度量衡器計量器の製作當業に対する免許その他の監督事務並びに度量衡器の甲種検定及び計量器の検定を行う。
- 三　市は計量取締、度量衡器第二種取締を行うものとし、さらに一類市においては度量衡器の乙種検定及び第一種取締を行い、また度量衡器計量器の修覆、販賣當業の免許を行うものとする。
- 四　府県は一類市を除く市町村の区域について、その市町村の行わない度量衡行政を代行する。

21 道路

- 一　道路は地方住民の利害に特に重大な關係があり、殊に都市の道路は市街構成上必須の要素をなすもので、都市計画、交通、建築、清掃その他の都市行政と密接不可分の關係にあるものであるから事務再配分に当つては地方公共団体特に都市に重点が置かねばならない。
- 二　道路はこれを一級、二級、三級に区分し、国土計画の見地から産業、交通上特に重要な道路は一級道路として國がこれを認定し、地方的幹線道路は二級道路として府県が認定する。またその他の道路は三級道路として市町村が認定

するものとする。

三 国は国土計画の見地からする道路網の総合企画と道路構造基準の決定等の総合企画事務及び準立法的、準司法的事務を担当するほか、地方公共団体に対する勧告、助言等の非権力的関与をなす。

四 市町村は道路の建設管理、維持、修繕をその自治事務として行うものとする。但し町村の区域内の一級、二級道路及び二類市、三類市の区域内の一級道路を除く。

五 府県は町村の区域における一級、二級道路二類市、三類市の区域内における一級道路の管理、維持、修繕を担当するほか、市町村道路行政に対し、勧告、助言、技術援助等の非権力的関与をなし得るものとする。

22 河川

一 河川行政はすべて国の事務であるとする従来の建前を改め、国が直轄管理する河川のほかは、地方公共団体の自治事務として、その管理維持をなさしめるものとする。

二 このため原則として二以上の府県にまたがる河川（一府県内のみを流れる支派川を除く）のうち、国の認定するものを一級河川、府県内の二以上の市町村にまたがる河川（一市町村内のみを流れる支派川を除く）のうち、府県の認定するものを二級河川とする。その他の河川を三級河川とし、一級河川は国、二級河川は府県、三級河川は市町村がそれぞれその維持、管理をなすものとするが二級、三級河川に相当する河川であつても治水利水の見地からその河川の主たる影響が一府県又は一市町村に止まらず、従つてその河川の管理を府県又は市町村になさしめることが著しく不適当とする場合、あるいは一級、二級河川に相当する河川であつても治水利水の見地からその河川が特に一府県又は一市町村の住民の福祉に重大な関係があり、且つその主たる影響がその府県又は市町村に止まる場合には国又は関係地方公共団体の協議によつて管理責任主体を変更することができるものとする。

三 現在国が府県知事及び市町村長に対して有する監督権は廃止し、国は基準の決定その他準立法的、準司法的関与並びに勧告、助言、技術援助及び情報蒐集等の非権力的関与をなすに止めることとする。

四 府県の市町村に対する権力的関与はすべて廃止する。

建築基準

一 建築規正事務を国のが事務とする現在の建前を改め地方公共団体の自治事務とし、国は建築主事の資格要件、建築物

の敷地、構造、地域、地区等の基準を定めるほか、地方公共団体に対して非権力的関与をなすものとする。

- 二 現在法令規定事項となつてゐるものには、あまりにも細部に亘り、国において定める必要のないと思われるものもあるからこれを整理する。特に手数料額、様式の決定、地区の指定の如きは地方の自主的決定に委ねるべきである。
- 三 市及び都市計画区域内の町村に建築主事を置き建築行政を行うものとする。但し町村は府県にその代行を委ねることができるものとする。

四 府県は建築行政事務を行わない町村の区域についてその事務を代行するほか、建築行政事務を行う市町村に対して勧告、助言等の非権力的関与をなすことができるものとする。

24 都市計画

- 一 都市計画及び都市計画事業を国の事務とする従来の建前を改め、市町村が自治事務として計画執行するものとし、都市計画区域が二以上の市町村にまたがるとときは関係市町村の協議によつて行うものとする。
- 二 国は国土計画の見地からする総合調整のため、勧告、助言を行い、また都市計画に関する権利規正の基準を定めるなど準立法的事務を行うほか、都市計画、都市計画事業、土地区画整理設計、その毎年度執行事業等の報告を受けるものとする。
- 三 市町村は都市計画、都市計画事業、土地区画整理設計を決定、執行し、これに伴う土地收用その他の制限、取締、測量、計画明示等の事務を行い、また都市計画審議会を置くものとする。
- 四 府県は地方計画審議会を置き、地方計画の見地からする調整のために都市計画に関する勧告、助言を行うものとする。

25 道路運送

- 一 道路運送はその範囲が概して一府県内（大都市においては大都市内）に止まるものが少くなく、主として地方住民の利害に密接な関係あるものであるから、二以上の府県にわたるもの及び全国的統一を要する事務のほか、地方公共団体の自治事務とすべきである。
- 二 国は道路運送審議会を設置し、道路運送事業の免許基準を定める等準立法的事務及び地方公共団体の処分に対する訴願の裁決等準司法的事務を行うほか、二以上の府県にわたる自動車運送事業、自動車道事業の免許その他の監督を行

うものとする。但し免許をなすに当つては道路管理者の意見を聞き、且つその意見を尊重しなければならないものとする。

三 市町村は軽車輌運送事業の監督をなすほか、一類市においては主としてその市内を営業区域とする自動車運送事業、自動車道事業に関する免許その他他の監督事務を行う。但し市外にわたる部分については道路管理者に協議しなければならないものとする。

四 府県は主として一類市以外の区域を営業区域とする自動車運送事業、自動車道事業に関する免許その他他の監督事務を行う。但しその免許をなすに当つては道路管理者に協議しなければならないものとする。協議が整はないときは国が裁定する。

26 学校教育

- 一 国は学校設置基準、教科学科、教科書検定基準、教員の資格を定める等準立法的事務を行うほか国立大学を設置し、公立大学を所轄する。
- 二 幼稚園、小学校、中学校の設置運営は市町村の責任とし、市町村は義務教育の就学事務を行うほか二類以上の市はすべて高等学校を、一類市は特殊学校の設置責任を負うものとする。
- 三 府県は一類市を除く区域に対する特殊学校、三類市及び町村の区域を対象とする高等学校をその市町村に代り設置する責任あるものとする。
なお府県が市町村に対して行う認可その他の監督権はすべて廃止する。

27 教育委員会

- 一 国は都道府県及び地方教育委員会に対し勧告、助言等非権力的関与をなすに止める。
- 二 地方教育委員会は市に設置するものとする。市教育委員会は教育職員の任免、教科用図書採択その他市立高等学校以下の管理運営を行う。
- 三 一類市教育委員会は高等学校通学区域の設定、教員の免許、教科用図書の検定、文化財保存に関する事務を行う。
- 四 府県委員会は教育委員会を置かない市町村における教員の任免、教科用図書の採択及び一類市を除く区域における高等学校通学区域の設定、教員の免許、教科用図書検定、文化財保存に関する事務を行う。
- 五 府県委員会が市教育委員会又は市町村長に対してなす認許可その他の監督権はすべて廃止し、勧告、助言等の非権力

的関与をなすに止める。

私立学校

- 一 大学を除く私立学校の学校法人(大学を設置する法人を除く)の設立認可等監督、助成に関する事務、私立学校教員の免許、教科用図書の検定等の事務は一類市及び府県の事務とする。府県は一類市を除く区域についてこの事務を行う。
- 二 国は私立大学及び大学を設置する法人に関する事務を行う。